

佐 本 人 少 発 第 5 3 号
 佐 本 捜 一 発 第 3 4 号
 令 和 6 年 3 月 1 日

各 部 長
 各 参 事 官 殿
 各 所 属 長

有 効	令和11年3月31日まで
子供・女性安全対策係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進について（通達）

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組については、「子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進について（通達）」（平成31年3月4日付け佐本人少発第39号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき推進しているところであるが、依然として、子供や女性が被害者となる性犯罪等が発生している現状を踏まえ、今後も同取組を推進していく必要がある。

各警察署及び関係所属においては、下記のとおり、必要な体制の確保等を行い、子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組を強力に推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 子供と女性を性犯罪等の被害から守るための体制の確保等

子供や女性を対象とする性犯罪等（子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪（犯罪手口資料取扱規則（昭和57年国家公安委員会規則第1号）第3条第8号に規定する性的犯罪をいう。）をいう。以下同じ。）については、被害者等の心身に深い傷を残す卑劣な犯行であり、また、地域住民のみならず社会全体に大きな衝撃を与え、治安に対する著しい不安感を生じさせている。

子供や女性を対象とする性犯罪等が与える影響の重大性に鑑みると、その前兆とみられる声掛け、つきまとい等が発生した段階でこれに対処し、性犯罪等の未然防止を図る先制・予防的な警察活動が特に重要である。

本県警察では、平成21年4月、警察本部に、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等について行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる活動（以下「先制・予防的活動」という。）を専門的かつ継続的に行うための専従の対策班（「以下「対策班」という。）を設置して先制・予防的活動を推進しているところである。

関係所属においては、先制・予防的活動を迅速かつ継続的に行うことができるよう、必要な体制の確保等に努めること。

また、各警察署においては、先制・予防的活動の重要性を再認識するとともに、対策班と連携して同活動を推進すること。

2 先制・予防的活動の推進

(1) 情報の収集及び分析の強化

警察が把握するに至っていない声掛け、つきまとい等の事案については、未だに相当数あると思料されることから、同事案の把握の強化に努めること。

把握した声掛け、つきまとい等の事案については、被害者等からの事情聴取、現場周辺での聞き込み等により行為者の特定に関する情報の収集に努めるとともに、専門の要員により、行為の手口、現場の特徴、類似事件との関連性等について、行為者の特定に資する分析を行うこと。

(2) 声掛け等に対する的確な警告措置等の推進

情報分析の結果に基づき、効率的かつ効果的なよう撃、行動確認等を行い、行為者の特定に努め、行為者を特定した場合には、子供や女性を対象とする性犯罪等を未然に防止するとの観点から、検挙又は指導・警告措置を的確に実施すること。

(3) 関係部門との連携の確保

地域部門を始めとする各部門における各種活動を通じて把握に至る声掛け、つきまとい等の情報にも適切に対応する必要があることから、これら関係部門と連携して情報の収集に努めること。

また、先制・予防的活動は、刑事部門における性犯罪等の捜査活動と密接に関連していることから、生活安全部門は、刑事部門との情報共有等緊密な連携を確保すること。